

平成25年3月8日掲示

関係業者 各位

## 入札依頼

■担当者：総務課 立石

■連絡先：TEL：03-3519-2701

E-MAIL：y.tateishi-jpaa@nifty.com

### ■概要

依頼業務	●手帳に携帯できるサイズのリーフレット、「防災 to do リスト」の印刷（簡易的なレイアウト校正2回程度あり）
提供データ	・PPTデータ（2ページ） 内容は添付をご参照ください。
印刷仕様	【形態】いわゆる「ピラミッド折り」 【用紙】地図用紙 四大判別 110kgベース ※軽くても問題がないのであれば提案として考慮する。 【サイズ等】6山の返し折り 4c/4c ※提供したPPTデータをもとに作成していただきます。
納品	・【部数】9,850部 ・【納品先】日本弁理士会指定の発送作業所 9,800部 日本弁理士会 50部
見積期限	平成25年3月12日（火）11:00 必着 ・お見積書は、詳細に項目をわけて記載してください（用紙代・印刷代・校正代等）。校正を2回する場合のスケジュールもお見積書に記載してください。
提出先	持参か郵送の2通り。 ①日本弁理士会東京俱楽部ビル14階の受付にご持参。 ②〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-6 東京俱楽部ビル14階 日本弁理士会 総務課 立石宛て 郵送。
選定基準	最低価格落札方式
予定	・3月14日ごろ 結果のご連絡、原稿のお渡し ・3月25日まで 納品（予定） ※間に合わない場合は納品可能日を見積書に記載してください。
備考	・お見積条件は上記のとおりですが、別途ご提案等がございましたら、お見積書を添付してください。 ・落札額等のお問合せには回答しかねますので、ご了承ください。 ・初回入札の業者様につきましては、お見積書とともに会社概要のご提出をお願いいたします。

# ドーン！グラグラ～グラ～ そのときどうする？？

## ●大きな揺れを感じたら



### 1. 先ず落ち着く！

慌てていても事態は変わりません。まずは落ち着きましょう。

### 2. 周囲の被災状況を把握する！

- ・ケガ人はいないか？
  - ・帰宅できるのか？
  - ・現在地に逗留できるのか？
- ラジオ・テレビ・ネットなどで情報を集めましょう。



### 3. 職場の人・家族の安否を確認する！

- (1)携帯等の災害用伝言板・伝言ダイヤルで伝言をする・聞く  
171ー音声案内に従って操作し、事務所・自宅等の電話番号を入力する。  
(2)メールで連絡をとる(電話より通じる可能性が高い・時間がかかることがある)



### 4. 日本弁理士会(本会・支部)へ連絡する！

災害発生時には、日本弁理士会から安否確認メール(自動送信メール)が届きます。まずはそちらに応答し、現状を日本弁理士会へ連絡。

- ・メール応答不可のとき、電話連絡する → (03)3581-1211
- ・本部が機能しないとき、近畿支部に連絡 → (06)6775-8200  
(災害用伝言ダイヤル利用時は、171ー音声案内に従って操作する)
- 別途メールで連絡するとき、→ [bousai@jpaa.or.jp](mailto:bousai@jpaa.or.jp) (防災専用アドレス)

## ●片付が開始される前に

### 5. 被災状況(事務所・自宅)を写真撮影する！

罹災証明の取得・期限猶予の上申時に役立ちます。



## ●少し落ち着いたら



### 6. 期限の迫った手続きをチェックする！

- ・被災時の期限猶予の可・不可の確認 → 日本弁理士会HPにアクセスする  
※期間延長可能なものは延長請求をする。(捺印、識別ラベル無いとき後日補正)
- ・様式 → 日本弁理士会HPより取得可能

### 7. 取引先(顧客等)へ連絡・対応する！

日頃から、取引先等リストを複数人で事務所・自宅等の複数個所に保管しておく。

# 地震・災害に対して 今行うべき特許事務所・職場の備えは？

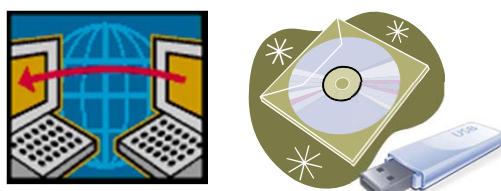
## ●6つのポイント

### 1. 職場勤務者の命を守るために！

- 本箱・キャビネット類・重量機器の移動・転倒防止策
- 防災用品・食糧・宿泊設備の準備

### 3. 機密管理を行うために！

- 重要書類は常にバックアップを



### 2. 停電に備えるために！

- 長寿命電池を搭載したノートパソコンの用意



### 4. そのとき慌てないために！

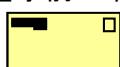
- 職場の防災マニュアルを作成しておく
- 日本弁理士会の防災マニュアルへのアクセスを試しておく
- 電話会社の災害用伝言板・伝言ダイヤルを試しておく
- 所員・社員・家族間で携帯電話でのメール交換を試しておく

### 5. 日本弁理士会からの安否確認メールを受信するために

- パソコンと携帯電話のメールアドレスを日本弁理士会に登録しておく。  
※携帯電話のメールアドレスは、特に災害時に有効です

### 6. 災害時に特許庁へ上申書の郵送を可能にするために！

- 期限猶予の上申書、長官あての封筒、郵便局の差出票を事前に準備しておく。



## ●上申書の雰形

### 期限猶予の上申書

(弁理士の代理全件につき一括して期限猶予を求めるとき)

【書類名】	上申書
【整理番号】	0 0 0 - 0 0 0
【件名】	特許庁長官殿
【事件の表示】	下記弁理士〇〇が代理している全ての事件
【上申をする者】	
【識別番号】	1000△△△△△
【弁理士】	
【氏名又は名称】	
【電話番号】	0 0 0 - 0 0 0 - 0 0 0
【電子メール】	
【上申の内容】	上記事件の代理人弁理士〇〇の職場・特許事務所は、××年××月××日に発生した〇〇地方を震源とする地震によって大きな被害を受け、弁理士業務に大きな支障を生じるに至りました。つきましては、上記事件に関して手続をすることにつき、猶予頂ければ幸いです。 弁理士業務が正常に戻りましたら遅滞なく連絡いたします。 【提出物件の目録】 【物件名】被災状況を示す写真 1 追って補充する 【物件名】罹災証明書 1 追って補充する

(注意1)上申の内容は一例です。

(注意2)この書式は電子出願ソフトではエラーとなりますので、捺印又は識別ラベルシートを貼付した書面(手書きでも可)及び簡易書留等で特許庁長官(100-8915千代田区霞が関3-4-1)宛に郵送してください。この上申書、特許庁長官宛ての封筒、郵便局の差出票を平時に職場・特許事務所の全弁理士につき自己とも事前準備しておいて下さい。

(注意3)後に個別手続を行う際に、手続書面の【その他】の欄に地震等の灾害により所定の期間内に手続ができない旨を記載し、被災状況を示す写真、罹災証明書等の証明書を添付して下さい。

なお、上申の際、特定非常災害特別措置法が適用されている場合には、【上申の内容】の欄に、同法3条3項の規定による申出及び申出の理由を記載し、後に個別手続を行う際に、手続書面の【その他】の欄に同法3条3項の規定による申出及び申出の理由を記載して下さい。この時の被災状況を示す写真、罹災証明書等の証明書の添付は不要です。

(注意4)事件名が判明する場合は「事件の表示」の項目及び事件番号等を入れて下さい。この場合電子出願ソフトでエラーとはならず、「緊急避難用入出力」又は電子手帳(停電及び通信障害がないときのみ)が可能となります。

この書式及び(注意3)は平成18年度前期対応協議において確認済みです。

「弁理士の防災マニュアル」には災害対応の詳細が記載されています。日本弁理士会のHPからご覧ください。

